

令和8年（2026年）5月発行

消費生活相談窓口



第81号の主な内容

- ▼消費者月間セミナーのご案内
- ▼高額ロードサービス・強引な訪問販売・自動音声の電話にご注意！
- ▼県内の消費生活相談窓口のご案内

5月は消費者月間です

令和8年度 消費者月間統一テーマ

見える情報 見えない仕組み

～AI時代の消費者力を高めるために～



インターネットの普及、AIの発展により、私たちはパソコンやスマホから様々な情報に触れ、コンテンツを楽しむことができます。インターネット上の情報提供の仕組みも変化し、好みに合った商品やサービスを簡単に見つけられるようになりました。安全・安心な消費生活を送るためには、このような仕組みの存在、そのメリット・デメリットを知り、消費者リテラシーを高めることが大切です。活用方法やリスクなどを学び、AI時代の消費者力を高めていきましょう。詳細は消費者庁ホームページをご確認ください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2026/)

令和8年度「消費者月間セミナー」のご案内

| 日時 | テーマ | 場所 |
|-------------------------|--|--|
| 5月30日(土) 13:30～15:30 | AI時代に考えるスマホの活用について ～スマホに関する利用意識の全国調査より～ 講師：NTTドコモ モバイル社会研究所 水野 一成氏 | ピアザ淡海(大津市 におの浜 1-1-20) 2階 207会議室 |

※詳しくは、滋賀県ホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/event/350138.html>)

スマートフォンの方は右の二次元コードをカメラで読み取り、
申し込みページにアクセスしてお申し込みください。



こんなトラブルにご注意ください！

～最近の消費生活相談より～



事例① 事前の説明より高額なロードサービス

外出先の駐車場で車のエンジンが突然かからなくなり、スマホでロードサービスを検索した。一番上に表示された業者に電話し、「料金は1万円ぐらい」とのことだったので依頼した。作業後には「料金は8万円、現金払いのみ」と言われ、高額で納得できないまま、コンビニ ATM でお金をおろして支払ってしまった。

アドバイス

- ネット検索で上位に表示されても信頼できる業者とは限りません。安い金額表示やあいまいな見積額をうのみにせず、作業前に具体的な内容と金額を確認しましょう。
- 料金に納得できない場合、後日納得した金額で支払うと告げ、その場での支払いは断りましょう。業者の言動に身の危険を感じるがあれば警察に連絡しましょう。
- 自動車保険にはロードサービスが付帯していることが多くあります。まずは契約中の損害保険会社や保険代理店などに問い合わせましょう。
- 広告の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合等は、クーリング・オフできる可能性があります。

事例② 強引に居座り契約させる訪問販売業者

突然訪ねてきた業者に「アンケートを取っている」と言われ対応したところ、戸建て住宅の購入を勧められた。断ろうとすると「なめてるのか」と強い口調になり居座られたため、恐怖で断り切れず、高額な契約をしてしまった。

アドバイス

- 突然来訪した業者を宅内に入れないようにしましょう。高圧的な態度でもひるまず、契約するつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。帰ってほしいと伝えても居座る場合は、迷わず警察を呼びましょう。

事例③ 大手の事業者を名乗る自動音声の電話

大手電話関連会社から自動音声で「携帯電話が2時間以内に使えなくなる」と電話があり、「オペレーターにつなぐ場合は〇番を押してください」と指示された。不審だ。

アドバイス

- 県内各地で同様の電話が多数かかってきています。指示に応じてしまうとオペレーターに、氏名や生年月日等の個人情報を聞き出されます。すぐに電話を切りましょう。
- 個人情報を伝えた場合、悪用される可能性がありますので、警察に相談しましょう。
- 不安な時は、家族や最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

あなたも「消費生活相談員」になりませんか？

- ・全国各地の消費生活センター等で消費生活相談に対応する専門職(国家資格)です。モノやサービスの売買に関する消費者の相談に乗り解決に導く、また啓発活動を通じて消費者被害の未然防止を図る、やりがいのあるお仕事です。
- ・自分自身や身近な方を守るために役立つ知識が身につきます。
- ・資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。



(消費者庁イラスト集より)

【受験申込受付】 6月15日(月)～7月27日(月) 当日消印有効(郵送申込)
7月31日(金) 当日中(オンライン申込)

【試験日】 第1次試験 10月17日(土)

第2次試験 12月12日(土) または12月13日(日)

※ 詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページ

『消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度』

(<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>) をご確認ください。

くらしの一日講座（出前講座）のご案内

悪質商法の手口や被害状況、消費者トラブルを防ぐポイントなどをお伝えする**出前講座**を行っています。県内での学習会等に消費生活相談員等が出向きます。**ご利用は無料です！**

(例) 在住外国人と支援者のグループ、PTA 役員研修会など ※概ね 20 人以上のグループ

【申込方法】 開催希望日の**40日前まで**に、申込書に必要事項を記入の上、

FAX、郵送等で滋賀県消費生活センターに提出してください。申込書は

滋賀県消費生活センターのホームページでダウンロードできます。**ご希望の**

際は、まずはお電話でお気軽にお問い合わせください。(TEL 0749-27-2234)



消費者被害に遭わないための情報を配信中！

滋賀県消費生活センターでは、県内で増加している消費者トラブルやセミナー等の案内を随時配信しています。消費者被害の未然防止のためぜひ登録、フォローをお願いします。

■しらがメール・LINE（しらせる滋賀情報サービス）

右の二次元コードより、配信登録ができます。

登録方法は動画でご確認ください。

令和6年2月に新システムに移行しており、

旧システムで登録されていた方は再登録をお願いします。



案内・登録ページ



登録方法動画

■公式 SNS

X (旧 Twitter) https://x.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/



X (旧 Twitter)



Instagram

ご存じですか？消費生活相談窓口は 滋賀県内すべての市町にもあります！



買物・契約のトラブル、身に覚えのない請求や多重債務、製品事故などの相談をお受けし、解決を目指すお手伝いをします。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

滋賀県内市町 消費生活相談窓口一覧(令和8年4月現在)

| 相談窓口 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|-----------------------|--------------|
| 大津市消費生活センター | 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F | 077-528-2662 |
| 草津市消費生活センター | 草津市草津三丁目13-30 | 077-561-2353 |
| 守山市消費生活センター | 守山市吉身二丁目5-22 | 077-582-1146 |
| 長浜市消費生活相談室 | 長浜市八幡東町632 | 0749-65-6567 |
| 近江八幡市消費生活センター | 近江八幡市桜宮町236 | 0748-36-5566 |
| 彦根市消費生活センター | 彦根市元町4-2 | 0749-30-6144 |
| 栗東市消費生活相談窓口 | 栗東市安養寺一丁目13-33 | 077-551-0115 |
| 甲賀市消費生活センター | 甲賀市水口町水口6053 | 0748-69-2147 |
| 湖南市消費生活センター | 湖南市中央一丁目1 | 0748-71-2360 |
| 野洲市消費生活センター | 野洲市小篠原2100-1 | 077-587-6063 |
| 東近江市消費生活センター | 東近江市八日市緑町10-5 | 0748-24-5659 |
| 高島市消費生活センター | 高島市新旭町北畑565 | 0740-25-8106 |
| 米原市協働人権課 | 米原市米原1016 | 0749-53-5110 |
| 日野町交通環境政策課 | 蒲生郡日野町河原一丁目1 | 0748-52-2500 |
| 竜王町生活安全課 | 蒲生郡竜王町小口3 | 0748-58-3703 |
| 愛荘町暮らし安全環境課 | 愛知郡愛荘町愛知川72 | 0749-42-7699 |
| 豊郷町企画振興課 | 犬上郡豊郷町石畑375 | 0749-35-8112 |
| 甲良町総務課 | 犬上郡甲良町在土353-1 | 0749-38-3311 |
| 多賀町総務課 | 犬上郡多賀町多賀324 | 0749-48-8120 |

滋賀県消費生活センター相談窓口 ☎0749-23-0999

■月～金 午前9時15分から午後4時まで（祝日、年末年始は除く）

■インターネット消費生活相談もあります（パソコン・スマホからアクセス）→

曜日や時間に関係なくご相談いただけます（おおむね3営業日以内にメールで返答します）



消費者ホットライン☎188(いやや)もご利用ください

お住まいの市町の相談窓口や滋賀県消費生活センターにつながります

「くらしのかわら版」第81号（令和8年5月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1 TEL 0749-27-2234(事務)

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



(ホームページ)